

第 1 章 総則

第 1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危険物告示」という。）、埼玉西部消防組合火災予防条例（平成25年4月条例第38号。以下「条例」という。）及び埼玉西部消防組合危険物の規制に関する規則（平成25年規則第47号。以下「組合規則」という。）に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語

この基準における用語の意義は、法、令、規則、危険物令、危険物規則、危険物告示、条例、組合規則、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

なお、第 2 章及び第 3 章中の「～指導する。」は、行政指導に該当する事項である。